

消費者「コーナー」

消費生活相談室
☎ 042-384-4999
消費者ホットライン
☎ 1888

誰でも簡単に必ずもうかる?
情報商材にご注意ください

インターネットを介して購入する情報商材「もうけ話」の相談が増えています。

事例1

「仮想通貨でもうかる」というメールが届いた。記載されていたURLへ移動すると、大成功したという人の話が動画で紹介されていた。さらに、代表者が「あなたの助けになりたい」と語る動画を見て、私もやる思いで契約した。しかし、実際は全く役に立たない情報だった。解約したい。

事例2

副業サイトに登録し、その後さまざまな案内がメールで届くようになった。「日本政府公認」や「作業の9割を人工知能が行うので、誰でも簡単に大金を手に入れる」等説明された動画を見て契約。しかし、実際は自力で顧客リストを集めて、その人が自分と同様に有料プログラムを契約しないと収入にならないことがわかった。事前の説明と異なり解約したい。

アドバイス

昨年から今年にかけて、仮想通貨が話題になりました。また、IoTや人工知能の話も事欠きません。新しい技

術やこれまでになかったシステムが現れると、そこに商機を見いだします。事例のようにインターネットで大きめに紹介される情報には、偽物が多く、価値のない情報に数十万円の値をつけ言葉巧みに勧誘してきます。特に、「誰でも」「簡単に」「大金を」「必ず、もうかる」とうたう話は要注意です。手口として、契約前に繰り返し「成功者の成功体験」を動画で紹介し、最初は怪しいと思っても繰り返し見ているうちに信用してしまう、消費者の心理を巧みに使っています。

事例のような相談を受ける、契約相手や契約内容を確認しますが、相手の連絡先がメールアドレスのみで、交渉相手がわからないことがあります。また、支払いにクレジットカードを利用している場合、クレジットカード会社から情報を得て、交渉可能になる場合もありますが、難航することが多くあります。

インターネットには、悪い情報も含め、さまざまな情報があります。また、スマートフォンでの出現で誰でも簡単に情報発信できるようになっています。興味をそそる情報に出会ったら、発信元と情報の根拠を確認するようにしましょう。

判断に困ったら気軽に消費生活相談室へご相談ください。



**国民健康保険
出産育児一時金・
葬祭費を支給**

＜出産育児一時金＞

国民健康保険被保険者が出産した場合に支給します。

【妊産婦85日以上の出産が対象です（死産、流産の場合でも支給）】

※1年以上社会保険の本人であった方が、国民健康保険の資格取得から6か月以内に出産した場合は、以前加入していた社会保険から支給される場合があります

■支給額45万円

※出産育児一時金直接支払制度をご利用の場合は、その差額が振込額となります

■申請書類等印鑑、国民健康保険証、母子健康手帳（死産、流産の場合は医師の証明書）、通帳など振込先がわかるもの（ゆうちょ銀行の場合）

（ゆうちょ銀行の場合）振込先がわかるもの（ゆうちょ銀行の場合）は通帳が必要です

**【出産育児一時金
直接支払制度】**

市が42万円を上限として、出産育児一時金を病院や助産所に直接支払うことで、被保険者が、出産時に医療機関に支払う際の負担を軽減することを目的とした制度です。

ご希望の方は、出産する予定の病院や助産所で手続きが必要で、詳しくは、直接、病院や助産所にお問い合わせください。

＜葬祭費＞

国民健康保険被保険者が亡くなった場合、葬祭を行なった方に支給します。（葬祭日から2年以内に申請してください）

※社会保険の本人であった方が、国民健康保険の資格取得から3か月以内に死亡した場合は、以前加入していた社会保険から支給される場合があります

■支給額5万円

■申請書類等印鑑、国民健康保険証、申請者が葬祭を行ったことを証する書類（領収書等）、通帳など振込先がわかるもの（ゆうちょ銀行の場合は通帳が必要です）

◇共通◇

国民健康保険課国民健康保険係
（市役所第二庁舎2階 ☎ 042-387-9833）

**史跡玉川上水および
名勝小金井(サクラ)の
整備・活用のための
作業説明会**

時 10月30日(火) 午後6時～7時30分
所 公民館緑分館
申 当日直接会場へ
問 生涯学習課文化財係 ☎ 042-387-9879

みんなのひろば

男女平等社会をめざして

男女共同参画情報誌「かたらい」創刊30周年記念号を発行



で発行してまいりました。平成12年度からは、男女共同参画施策に多様な視点を取り入れていくため、市民編集委員制度を導入し、公募による編集委員が、企画・執筆・編集等を行っています。

市内の主な公共施設等で配布しているほか、市ホームページでも掲載していますので、ぜひ、ご覧ください。

国内研修事業の参加者に費用の一部を補助

男女共同参画社会の形成の促進に係る会議等に参加する市民の方々に、参加費用の一部を補助します。

希望する方は、事前に連絡のうえ、申請書を提出してください。

■対象となる会議等 東京都および東京都に隣接する地域で開催される男女平等社会の早期実現をめざすための会議（宗教および政治活動ならびに営利等を目的とするものを除く）であって、講演、シンポジウム、分科会等が行われ、参加者相互の交流が行われるもの

■資格次の条件をすべて満たす方

▽当該事業を実施する日現在、市内に2年以上居住し、18歳以上の方

▽男女平等および男女共同参画に関心を持ち、地域活動および市行事に積極的に参加できる方

■補助の内容 開催地までの旅費、会議に参加するための諸経費の2分の1（申込者が予算の範囲を超えた場合は、抽選により決定します）

◇共通◇

問 企画政策課男女共同参画室
☎ 042-387-9853

ごみ減量大作戦!!

日ごろから、ごみの減量と資源化にご協力いただきましてありがとうございます。

10月16日は、国連が定めた「世界食糧デー」です。国連食糧農業機関（FAO）の報告によると、全世界では、9人に1人が飢餓に苦しんでいる一方で、食用に生産されている食料の3分の1が捨てられています。

日本でも、年間約621万tのまだ食べられるはずの食品が廃棄されており、そのうちの半分が家庭から廃棄されています。

家庭でのフードロス減らす工夫として、買い物前に冷蔵庫や戸棚などにある食材の在庫を確認して、食材を「買い過ぎない」「使い切る」「食べ切る」、買い物の際は手前に陳列されているものから選んで、正しく保存し消費期限内に食べ切るなど、一人ひとりの少しずつの心掛けが、フードロス減らす大きな結果につながります。

引き続き、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

【8月分のごみ排出量報告】

8月分の燃やすごみ1人1日当たり排出量は253.3gとなり、目標量(272.2g)を18.9g下回りました。

問 ごみ対策課減量推進係 ☎ 042-387-9835

ごみ1人1日当たりの排出量(単位:g)

燃やすごみ (市内全域)	8月	目標量	差引	燃やさないごみ (市内全域)	8月	目標量	差引
	253.3	272.2	△18.9		33.2	33.0	0.2

（参考）燃やすごみ 前月・前年度同月の排出量
30年度 7月 275.4
29年度 8月 265.9

（参考）燃やさないごみ 前月・前年度同月の排出量
30年度 7月 28.5
29年度 8月 30.4